

令和7年11月27日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

民生環境常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和7年11月27日（木）  
組合議会定例会休憩中  
場 所 米子市淀江支所 議場

### 1 開 会

### 2 審査事項

議案第19号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定について

### 3 所管事務調査

(1) 第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）に係る令和6年度事業の実績報告について

(2) リサイクルプラザ及び米子浄化場における民間委託について

### 4 閉 会

~~~~~

出席者（7名）

委員長	土光 均	副委員長	勝部 俊徳
委員	奥岩 浩基	委員	今城 雅子
委員	渡辺 穰爾	委員	森岡 俊夫
委員	景山 浩		

~~~~~

## 欠席者（1名）

委員 山本 芳昭

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	深田 龍	事務局施設管理課長	本池 将
事務局総務課長	米田 克宏	事務局施設管理課施設長（米子浄化場）兼浄化場維持担当課長補佐	小林 祥弘
事務局総務課長補佐兼入札財政担当課長補佐	近藤 隆	事務局施設管理課ごみ処理施設維持担当課長補佐	安田 憲
事務局総務課企画情報担当課長補佐	安田 香織		

~~~~~

### 議会担当職員

書記長 瀬尻かおり 書記 伏野 哲彦

~~~~~

1 開 会

（午後2時17分）

○土光委員長 ただいまより、民生環境常任委員会を開会いたします。
本日は、山本委員から欠席の届出がありましたので、御報告いたします。

~~~~~

## 2 審査事項

○土光委員長 それでは、日程2、審査事項に入ります。  
先ほど、本会議から付託されました議案3件について、審査をいたします。なお、審査事項は、お手元に配付しております日程書のとおりでございます。  
では、議案第19号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
当局の説明を求めます。  
本池施設管理課長。  
○本池事務局施設管理課長 それでは、議案第19号を説明させていただきます。資料につきましては、議案概要を用いまして説明をさせていただきます。  
まず、こちらの議案につきましては、10月28日に本委員会で説明させていただいた内容ございまして、手数料等審議会の答申に基づいて、この火葬場使用料、それから不燃物処理手数料を改定しようとするものでございます。

主な改定内容といたしまして、右側の説明欄に記載がございますとおり、火葬場条例の一部改正の関係といたしまして、(1)火葬場使用料の額の改定につきましては、圏域内居住者(大人)の火葬1体に係る使用料につきましては、現行1万2,000円を1万8,000円に改定することといたしまして、その他の使用料につきましては、改定率1.5倍と同率で改定することといたすものでございます。

また、この次のイ、ウの項目につきましては、この一部改正の施行日前後の料金の徴収に係る取扱いを定めた附則を制定するものでございます。

続きまして、裏面でございます。2ページ目でございます。こちらのほうには2つ目といたしまして、リサイクルプラザ条例の一部改正関係といたしまして不燃物処理手数料の額の改定という記載にしてございます。

(1)のリサイクルプラザ不燃物処理手数料の額の改定といたしましては、現行、10キロ当たりの178円に対しまして、480円に改定するものでございます。また、イの項目につきましては、3年間で段階的に改定を行う形としております。(ア)、(イ)に記載してございますとおり、1年間100円ずつ段階的に改定を行うものでございます。

また、(2)につきましては、こちらも先ほど火葬場条例で説明した内容と同じ内容でございまして、一部改正の際の施行日前後の料金の徴収に係る取扱いを定めた附則を設定するものでございます。

最後に、施行期日といたしまして、令和8年4月1日を予定してございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** 別がないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** 別がないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第19号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例及び鳥取県西部広域行政管理組合リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員長** 異議なしと認めます。

よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

本池施設管理課長。

**○本池事務局施設管理課長** それでは続きまして、議案第20号の説明をさせていただきます。資料につきましては、議案概要、それから議案第20号の参考資料A4の横書きのものでございます。こちらを用いまして説明させていただきます。

まず、この火葬場条例の一部改正に当たりまして詳細に説明したものが参考資料となつてございますので、議案第20号の参考資料を用いて説明させていただきます。この火葬場条例の一部改正に至った理由といたしまして、桜の苑における焼骨の取扱いについて、これに関わります規定の整備でございます。最初の書き出しの部分で現状の課題をまとめて記載してございます。

まず1点目のところでございますが、近年の少子化などの影響によりまして墓地の承継者がいないなどの理由から、墓じまいが広く行われている背景がございます。それによりまして、火葬後の焼骨の引取りに関する利用者からの相談が非常に増えている状況でございます。こちらが年間約120件程度に増えているものでございます。

それからもう1点、身寄りのない方などの焼骨につきましては、市町村が保管するという事になってございますが、その保管場所の確保が困難になっている状況でございます。こちらの身寄りのない方の火葬の件数につきましては、年間約30件程度ある状況でございます。これらのことを踏まえまして、桜の苑における焼骨の取扱いについて検討いたしましたものでございます。

まず、真ん中の1番目でございます。桜の苑での対応と現状ということで、流れを記載してございます。上の青いライン、こちらが下の4角囲いに囲ってございます火葬場条例に基づいて火葬からの流れでございます。

まず通常の場合、火葬場条例の規定によりまして、使用者の方は焼骨の引取りをしなければならないという規定になってございますので、焼骨の収骨を義務づけているものでございます。その後、収骨した焼骨につきましては、墓地に収蔵していただくと。その際収まりきれなかった焼骨につきましては、収骨後の残骨といたしまして外部処理いたしまして、最終的に、四角く丸囲いしております石川県輪島市にあります寺院のほうで、最終的に合祀供養するという流れでございます。

また、その左から下に伸びている緑色のラインでございます。こちらは構成市町村、それから自治体の長が法律の行為で行います流れでございまして、こちらが身寄りのない方などの場合は自治体職員が収骨を行い、納骨堂に保管する流れでございます。その中で、真ん中に黒い点線で書いてございます焼骨を引き取ることができない場合ということがございまして、こちらが火葬場の使用者、いわゆる喪主になられる方が死亡者の知人ですとか、近隣の住民、それから最近です

と支援者の方がいらっしゃったりということで、火葬は行えるんですけども、焼骨、遺骨の引取りができないという場合は、これも自治体の事実行為といたしまして、自治体が受領されて納骨堂に保管されていくという流れでございます。この件数が大体年間30件程度あるという状況でございます。

これの対応といたしまして2ページ目にまとめたものでございます。2の変更案といたしまして、こちらで今までの火葬場条例の流れの青いラインのところ、変更点ということで黒い点線で囲っているものでございます。こちらで様々な事情から、やむを得ず焼骨を引き取ることができないとなった場合、本組合が焼骨の処分を行うことができるよう変更するものでございます。その際に、使用者が誓約書への署名によって残骨と一緒に処理することができる規定を整備するものでございます。この誓約書の形を取りまして、その内容につきましては、取扱いを指定管理者に一任ですとか、引渡し後の紛争等は署名者が責任を持つ、などの記載によりまして、契約書への署名を求めて、この流れに沿って残骨として、最終的に寺院にて合祀供養するという流れの整備を行うものでございます。

資料は議案概要の2ページ目にお戻りいただきまして、2ページ目下の部分でございます。議案第20号の部分でございますが、こちらに条例の主な改正内容を記載してございます。

まず、収骨をしない申出があった場合に規定の整備といたしまして、先ほど説明させていただきました収骨をしない旨を申し出られた場合には、当該焼骨を処分することができることとすると。

次に、3ページ目の上のアスタリスクの部分でございますが、この使用者からの収骨をしない旨の申出については、ア、イ、ウの記載、先ほど一部説明させていただきましたが、こういった条件を付した形で誓約書という書面を提出いただいた形を取ることにしてございます。

また、その次の真ん中あたりのアスタリスクでございますけども、この使用者のうち、下の黒ポツ3点でございます、それぞれの法律行為で行われる火葬につきましては、この規定は適用しないこととしてございます。具体的には墓地、埋葬等に関する法律、これを基に火葬を行う市町村長、それから行旅死亡人取扱法に基づいて火葬を行う市町村、それから大学の長、これらが適用しないこととさせていただきます。

それから、一部改正の大きな項目の2つ目といたしまして、その下に2と書いてございます、火葬場の管理を指定管理者に行わせるために必要な規定の整備ということでございまして、こちらにつきましては、3ページ目と4ページ目にかかる部分でございますけども、火葬場の受付の時間、それから火葬場の休場日を定める条例はもともと規則のほうで定めておりましたが、これが地方自治法の例にのっとりまして条例に再規定をする内容でございます。この併せて2つの一部改正を行いまして。申し訳ありません。基本的に経過措置の部分がございます、

こちらは施行日前後の経過措置を設けまして対応するものでございます。

次に、施行の期日でございますが、これは令和8年4月1日を予定としているものでございます。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

今城委員。

**○今城委員** 御説明いただきました現状の年間で30体を引き取ることができないという場合は、これまで自治体のほうが収骨をし、納骨堂にという、まあ年間あるということで、この納骨堂そのものの規模的な問題も今後絶対出てくるということも踏まえてのことだとは思いますが、とても認識はできるし分かるわけなんですけれど、非常に唐突に、これまでの説明もなくこの議案として出てきたということにちょっと違和感を感じると思います。現状としてこれはとてもよく認識もできるし、分かるなとは思いますが、例えば、本当にこの許可というか、この3点というところの誓約書などを出すというところが、指定管理者の方がここを請け負うということが本当に正しいのかどうなのか。正しいという言い方はちょっと間違ってるかもしれませんが、適当なのかどうなのかというほうが。指定管理者は市からの委託も含めての指定管理ですよねということを見ると、その事業者さんたちにこの責務とか、この事務的な手続きは別にあるかもしれませんが、最終的な確認みたいなところとか、受け取るための手続きの最終責任といいますかね、そのところっていうのがここになるのか。実際は各市町村とかで焼骨とかの許可を出している以上は、その時点できちっとした形で市町村長の責任としてやるべきなのではないかと私は思うんですけど、この今、現状の議案でなっているもの、条例として制定するという点については、そういう形ではなくて指定管理者さんになっているっていうことになぜそうなったのかということと、その妥当性についてどのようにお考えなのか教えてください。

**○土光委員長** 深田事務局長。

**○深田事務局長** まず、今回の議案の改正でございますが、事前の説明が足りなかったという点については反省させていただきます。

先ほど、課長のほうから説明がありましたように、現状、桜の苑において、お墓を持っておられないなどの理由で、年間約120件ぐらい、引取りしたくないんですけども、という問い合わせがございます。これにつきましては、大変申し訳ないですが現状の条例では、こちらで引き取ることはできませんということでお返しさせていただいているところでございます。ですので、その後どうなっているかということについてはちょっと把握しておりません。

年間30件といいますのは、これは身寄りのない方が、あるいは判明しない方

が火葬を行った場合は、埋葬に関する法律によりまして死亡地の市町村長がこれを行わなければならないということが年間30件でございます。これにつきまして共同の納骨堂中に収められているところがございます。お尋ねのあった点で、誓約書の宛名についてでございますが、その一任する先でございますが、事務的な手続で、まだ詰め切れてないところがございまして、こちら西部広域行政管理組合あるいは火葬場の指定管理者を想定しているということでございまして、現状につきまして、事務的な手続でどちらを当てはめるかということについては、まだ決めておりませんが、いずれにしましても、指定管理者が行う業務というのは条例にきちんと定めがございますので、その一任する先としては最終的にはそこに直に当てはまらないものであれば、西部広域行政管理組合が責任を負うのではないかと思いますので、西部広域行政管理組合が最終的にはその一任を受けるという形になろうかと思います。条例の中では、指定管理者には、施設の維持管理ですとか、自主事業ですとか、そういった運営に関することを定めてございますので、宛先としてこれが指定管理者とすることが適当かどうか、来年度の指定管理者についてまた議案でもお諮りいたしますが、そちらのほうと、改めて協議をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

**○土光委員長** 今城委員。

**○今城委員** 答弁は分かりましたし、年間に30体というのは違うというところは認識が違っていましたので、120ぐらいあるということは承知いたしました。

ただし、それならば、なおさら引き取ることができないっていうのは、要は親族と言われたりとか指定されたりとかみたいなことがあっても、亡くなった方のお墓そのものが無かったり、あるかもしれないけど、それをどこにあるのかということが分からないっていうようなこともあったりして、引き取ることやお墓にお墓に納骨という行為ができないというようなことになるのだということなんだと思うんですけど、それならなおさらのこと遺体を焼くという行為の段階でどうなのかってことはもう分かるわけですよ。遺骨がその後は残るってことは分かっているんで、その段階できちんと市町村が責任持ってやるべきことじゃないかなと。そういうことが、遺骨になったときに骨の収骨もしませんし、その後は何とでもしてくださいっていうことがその後起こってきて、西部広域でその責任を持ちますとか、もしくは、それはあまりないのかもしれませんが、今の答弁だったら指定管理者が行いますというのは、非常に何か違和感がありますよね、亡くなられた方の尊厳も含めて。また、それをどういうふうに納骨してあげればいいのかっていうことをとつても困られる遠い親族さんとかね、という方たちのことを考えたときに、非常にドライに考えれば別にいいじゃんって思うようなことになるのかもしれませんが、1人の方が亡くなったという尊厳に対してどういう受け止め方をし、どういうふうに最後のことを扱ってあげるのかっていう

ことについてのことってというのが、ドライでいいと思われるならそうかもしれませんが、ちょっとこの考え方みたいなのが、現状に鑑みると、そうですねって思うところはとっても納得できる場所ではあると同時に、その方がずっと生きてこられたということに対しての最後のところで、それでいいじゃん別に、というような扱いで本当にいいのかっていうところがとても心配になりますし、これから検討しますっていうことをさっき局長がおっしゃいましたが、施行の期日は来年の4月1日ですよっていうところまでにきちっと今、条例化したものをとすると、一体どこでどういうふうに修正なり明確化なりをするんでしょうかっていうところを考えると、この条例にあまりにもその辺がぐすいというか、そういうところが全く書かれてないのに、記載もされてないのに、どういうところで運用するということについてのことを担保するのかってことが私には分からないので、今の段階で。この条例は一体何なんでしょうっていう。後で適当に付け足しますよみたいな条例を、ここで本当に作っていいのかどうなのかっていうことにとても違和感を感じる場所なんですけど、考え方としてはいかがですか。

○**土光委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 失礼しました。市町村のほうの責任でということですが、市町村のほうでは、火葬に対する許可をお出しするものだと考えております。その火葬許可書を持って、桜の苑に来られるわけですが、その許可があるものについて火葬に付させていただくということで、その連絡につきましては、事前に市町村のほうからいただくようには事務手続でお願いするように今考えているところですが、非常に難しい問題だとは思いますが、その亡くなられた方の尊厳を考えて、ドライに考えるのか、またその尊厳を、非常に重く考えるのかということではございますが、最終的には、この焼骨につきましては、輪島のほうの寺院におきまして一緒に合祀供養するということを考えておりました、後に親族の方がよくそちらのほうに、まあ分からないんですけども、そちらに行って拝みにいきたいという方もおられますので、そういった場所等の御案内もしていただきまして、亡くなられた方の後々の心情には十分配慮していきたいと考えております。

また誓約書のほうですが、これちょっと条例にはうたっておりませんが、その辺り、西部広域行政管理組合として最終的には責任を持つように、事務手続、規則のほうでは定めさせていただきたいと思っております。条例の中にはうたっておりませんが、そのように考えてまいりたいと思っております。

○**土光委員長** 今城委員。

○**今城委員** はい、すみません。今、御説明いただいたことも、それから実際問題の実務的なところでね、とても大変な思いをしておられるということもよく分かりましたので、そこはそれとして検討はさせていただきたいと思っておりますが、その責任の所在とかっていうところについてとか、また、システムのなところまで

ういうところがやっぱりネックになるのかっていうところをもう一度しっかりと検討していただいた上で、やっぱり報告を、運用の方法としてのことも含めて、後ほどといいますか、今ではないと思いますので、施行になる前に報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○土光委員長** ちょっと今の答弁確認したいんですが、一任先について今、出されている条例案に関しては、一任先がどこかというのは条例案の中には明確には規定をされていない。施行規則でそれを決める。そういうふうな理解でいいんですか。

深田事務局長。

**○深田事務局長** はい、そのとおりでございます。

**○土光委員長** では、全部書くということでお願いします。

深田事務局長。

**○深田事務局長** 議案のほうを・・・。

(「委員長、ちょっと議事進行。」と渡辺委員)

**○土光委員長** いいんですか、回答は。じゃあ回答がありますか。答弁しますよね。はい、どうぞ。

**○深田事務局長** はい。議案第20号について御覧いただきたいと思います。そちらのほうですね、議案書の11ページでございます。収骨につきましての規定が記載してございまして、その中で、12ページの条例第7条の第3項でございますが、第1項の規定では、使用者のほうで焼骨を引き取らないといけないということで書いてございまして、「第1項の規定にかかわらず、使用者が、規則で定めるところにより同項の規定による収骨をしない旨を申し出たときは、管理者は、当該焼骨を処分することができる」となっておりますので、これは条例のほうには記載がございまして、規則で定めるとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

**○土光委員長** ほかに。勝部委員。

**○勝部委員** ページでいうと10ページになりますが、第3条の2についてですね、お伺いしたいんですが。第3条の2が基本的にいわゆる条例事項を満たさないとか、そういうことは決して申しませんが、今後、この次の改正があったときに御検討いただければというふうにちょっと御意見として質問申し上げたいんですけれども、この第3条の2が、こういう場合には許可を禁止しますと書いてあるんですけど、その目的と行為が記述してないと私は思うんです。例えば10ページの第2条、第2条の3、例えば3条と、何々しようとする者はとか、火葬場の休場日はとか、いわゆる主語みたいなものがあるんですよね。これには、改正

前には使用という言葉が実質の主語みたいになっているんですね。それについて条件はこういう条件などを禁止しますとか、整備をしますとか、こういうことなんですけれども。この改正後は、この使用という言葉は全然出てこないんで、これが逆に微妙にちょっと私は消化不良なんです。私的に言わせれば、第3条には、管理者は火葬場の使用に関し、次の各項に当てはまる場合には、これは禁止しますっていうのが普通の言い方じゃないかと思うんで。これが全てこの条例での検分で駄目とは言いませんけれども、こういう私の意見について、どのような御見解をお持ちか、それだけお伺いしたいと思います。

以上。

○**土光委員長** 深田事務局長。

○**深田事務局長** 今の勝部委員の御指摘につきまして、そのとおりではないかと考えますので、今後、主要の整理の中で検討させていただきたいと思います。

○**勝部委員** ありがとうございます。よろしくお願いします。

○**土光委員長** ちょっと、今後検討するって、この議案はこれで出てるんで。

○**深田事務局長** すみません、説明が足りず申し訳ありません。今後、この条例につきまして、今の時点ではございません。今後、改正を図る時点で検討させていただきたいと考えております。

○**土光委員長** ほかにありませんでしょうか。よろしいですか。

ほかにないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**土光委員長** 別にないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

特に反対意見というのはなかったもので、議案第20号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**土光委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

本池施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** 続きまして、議案第21号の説明をさせていただきます。資料につきましては、議案概要の4ページ目でございます。こちらにつきましても、先ほどの使用料・手数料と同じく10月28日の本委員会で説明させていただいた内容でございます。指定管理者選定委員会の答申に基づき、指定管

理者を指定するものでございます。資料につきましては、議案第21号の参考資料①を御覧いただけますでしょうか。ここの記載内容は、10月28日に説明させていただいた内容からほとんど変わってございませんが、3番目の答申結果といたしまして、現行の指定管理者を第1順位者として優先交渉権者との答申が出たものでございますので、この者を指定するというものでございます。

それから、答申書のほうが議案第21号の参考資料②になってございます。この最後に実際の指定管理者候補者選定基準の評定票をつけてございます。まず第1順位者のみ、選定基準に基づいて配点いただいた詳細の項目の点数をつけてございます。こちらの1ページ目が第1順位者の配点でございます。それから裏面につきましては、第2順位者のほうの評定票をつけてございます。こちらのほうにつきましては、第2順位者への配慮といたしまして大項目の点数のみを記載させていただいております。

説明は以上でございます。

**○土光委員長** 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さんの質疑をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

**○土光委員長** 別のないものと認め、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

別のないものと認め、討論を終わります。

これより、本件について採決いたします。

議案第21号、鳥取県西部広域行政管理組合営火葬場の指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○土光委員長** 御異議なしと認めます。

よって本件は、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~

3 所管事務調査

○土光委員長 続きまして、日程3、所管事務調査に入ります。

調査事項は2件です。これらについて、当局より順次報告を受けたいと思います。

初めに、(1) 第2次鳥取県西部広域市町村圏計画（実施計画）に係る令和6年

度事業の実績報告についてを調査事項といたします。

当局より調査事項の説明を求めます。

米田事務局総務課長。

○米田事務局総務課長 では、資料1を御覧ください。第2次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画、令和6年度事業の実績報告書（案）について御説明をさせていただきます。先ほどの総務消防委員会のほうと説明が重複する部分もありますけれども、御了承ください。

はぐっていただきまして、1ページ目を御覧ください。第2次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画につきましては、第2次鳥取県西部広域市町村圏計画基本計画で定めた方針や施策について、計画的に実施するための具体的な事業計画でございまして、令和8年度までの基本計画期間に加え、財政推計期間を記載することで今後の10年間の実施事業を示しております。

大きな3番、事業実績の報告でございまして、(1)年度別事業費合計でございまして、令和6年度の事業費は、計画額（当初予算額）ですが、47億711万7,000円に対し、実績額が47億7,896万7,000円でした。実績額に占める一般財源、市町村負担金の額は、40億7,740万8,000円でございます。

(2)のほうで、令和6年度の事業費及び財源比較として詳細な表のほうをつけさせていただいておりますが、事業費が計画額に対し7,185万円増額となった一方で、市町村負担金は1億5,304万6,000円減額となっております。事業費が増額となった主な理由は、各事業の工事費や委託業務の契約額が実績により減額となったものの、財政調整基金積立金の額の確定による増のほか、人件費が給与改定や退職者の増加によって増となったことによるものでございます。一方、市町村負担金が減額となった主な理由は、その他財源が2億5,318万5,000円増加したことと、そのうち市町村負担金の減額に影響があったものは、その下の、その他財源の主な内訳の中で上から2段目、前年度繰越金が前年度決算剰余金の確定に伴って増加したものの、雑入として資源ごみの再生用売払収入の増加があったこと、火葬場使用料が利用実績による収入増があったことなどを挙げております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。令和6年度事業実績報告書でございまして、民生環境常任委員会においては、2節・3節・4節・7節・10節・11節の説明をさせていただきます。

まず第2節、不燃物処理施設の設置及び管理運営（運転管理）でございまして、上から、リサイクルプラザ維持補修事業、またその下のリサイクルプラザ運轉管理事業につきましては、いずれも契約実績及び補修部品の見直し等による減額。また、電気料金の燃料費調整単価の契約実績等により減額になったということがございました。また、最終処分場管理事業につきましては、濃縮水の固化物処理

量が減少したことによりまして、処理量の実績によって減額となっております。その他含めまして、総額として5, 215万9, 000円の減額となりました。

はぐっていただきまして、第3節でございます。不燃物処理施設の設置及び管理運営（新施設整備）の旧灰溶融施設（エコスラグセンター）解体撤去事業でございますが、令和6年度におきましては、エコスラグセンターの解体撤去工事の発注に向け、ダイオキシン類等の事前調査及び解体撤去工事設計業務を実施いたしました。その結果、契約実績の減により減額となっております。

第4節につきましては、うなばら荘についてでございますので、そちらは廃止しておりますので割愛をさせていただきます。

はぐっていただきまして、5ページを御覧ください。第7節、火葬場の設置及び管理運営でございますが、一番上の桜の苑維持補修事業でございますが、こちらについては、契約実績による工事請負費の減額により減少しております。その他含めまして、総額として358万1, 000円減額となっております。

続きますので、6ページ目、第10節でございます。し尿処理場の設置及び管理運営でございますが、こちらにつきましても、一番上の米子浄化場維持補修事業、また、その下の運転管理事業におきましても、契約実績等により減額となっております。トータルとしましては、3, 983万1, 000円減額となりました。

はぐっていただきまして、第11節でございます。ごみ焼却施設の設置及び管理運営として新しいごみ処理施設に関するところでございますが、中間処理施設用地取得事業につきましては、意見調整委員会の開催経費、検証委員会の開催経費として計上させていただきました。また、最終処分場用地取得事業につきましては、先進地視察を実施しなかったことにより減額となっております。また最後、人件費でございますが、こちらについては退職者等ございましたので増額となっておりますので、トータルとしましては、2, 180万4, 000円の増額となりました。

各節の説明は以上でございます。最後8ページですが、こちらについては、共同処理事業ごとの実績について上段に計画額を、下段に実績額を記載させていただき、各市町村ごとの負担金の内訳を記載しておりますので御確認ください。

説明は以上でございます。

○土光委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と声あり〕

○土光委員長 別にないようですので、質疑を終わります。

次に、(2) リサイクルプラザ及び米子浄化場における民間委託についてを調査事項といたします。

当局より説明を求めます。

本池施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 それでは続きまして、資料2を用いまして説明させていただきます。リサイクルプラザ及び米子浄化場の民間委託につきましての御説明でございます。

この件につきましては、現在、組合が直営で管理をしておりますリサイクルプラザと米子浄化場について、令和3年から7年度にかけての第4次、それから令和8年からの第5次の行政改革大綱実施計画に基づいて民間活力の導入を検討してまいりましたところ、運営管理の品質を維持した上で経費の削減と、より効率的な運営が見込めると判断したものでございますので、これらの委託の方法につきまして御報告させていただくものでございます。

まず、大きい見出しの1のところでございます。運営管理体制の現状と課題ということでまとめてございます。こちらにつきましては、まず、(1)の定年退職ですとか定員適正化方針などによりまして、専門技術職員の将来的な職員の減員により専門技術職員の確保ですとか、技術の継承が困難となっております、施設の安定稼働、それから突発的な故障への施設への対応などの懸念が生じるおそがございます。また、(2)指揮命令系統の複雑化につきましては、現在、利用施設を合わせまして約年間75件の業務委託を個別に契約しております、受託業者が多数存在するような状況でございます。これによりまして、特にリサイクルプラザにおきましては業務の指揮命令系統が複雑化いたしまして、業務効率の低下を招いている点が挙げられます。

これらの課題を解決するために、大きい見出しの2の委託方法の検討をしたものでございます。まず、(1)の委託範囲につきましては、両施設とも施設管理全体を一体として委託するものでございます。また、(2)の委託の期間につきましては、それぞれ両施設とも令和9年度から令和13年度までの5年間とさせていただきたいと考えております。この理由といたしましては、リサイクルプラザが令和13年度末で稼働を終了する予定であること、それから米子浄化場は令和14年度から米子市の下水道施設に機能集約が決定していることでございます。

(3)の委託の方法(案)につきましては、それぞれ施設ごとに適した手法を採用したいと考えております。

まず、リサイクルプラザにつきましては指定管理者制度を導入いたしまして、こちらの理由といたしましては、住民や事業者からのごみの直接搬入許可証の発行といった行政行為がございますので、指定管理者制度を適用したいと思っております。

また、米子浄化場につきましては、こちらは住民向けの直接的なサービスがございませんので、し尿などの搬入に関わる許認可の行政行為も非常に少ないことでございますので、施設の維持管理が主目的であることから、包括的民間委託の形を取りたいと考えてございます。

続きまして、2ページ目でございます。大きい見出しの3といたしまして、実

現性の調査（民間事業者へヒアリング等）でございます。両施設ともそれぞれ既存職員の再雇用ですとか経費の削減効果といたしまして、この表の一番下の部分でございます。リサイクルプラザは最大で約2億9,000万円、浄化場でも約6,300万円の経費の減額が見込まれる結果となっております。この数字につきましては、いずれも5年間の経費となっております。

これらのことから、今後の予定といたしまして、本日、この常任委員会へ方針を報告させていただいた後には、令和8年1月から2月にかけて、指定管理者制度の導入のための条例改正ですとか、委託に関わる債務負担行為の設定などを盛り込んだ令和8年度の当初予算案の上程を予定させていただきまして、その後、令和8年度中にはそれぞれの事業者の選定・選考事務を行いまして、令和9年4月から新体制へ移行したいと考えてございます。

その下、別表としてまとめてございます構成市町村負担金の減額の見込みでございます。こちらは、最も削減効果の高い事業者の見積りで試算した結果でございます。5年間で約3億6,000万円、年平均で約7,200万円の構成市町村負担金の軽減が見込まれる結果となっております。

続きまして、3ページ目でございます。こちらの参考資料につきましては、1番の本組合の見込経費と民間事業者見積金額の比較表を記載してございます。こちら両施設ともですね、委託料と工事請負費、委託料は真ん中辺り、工事請負費は下の部分にありますけども、こちらの項目の経費の圧縮が見受けられるようになってございます。まず委託料につきましては、リサイクルプラザの場合、施設の全体管理と中央操作業務、運転業務を一体化いたしまして、経費の圧縮が図られる予定となっております。また、浄化場のほうの委託料につきましては、独自ルートによります自社調達ですとか、関連企業からの調達により経費の圧縮を図られるという予定でございます。それから工事請負費につきましては、両施設とも自主施工ですとか関連企業への一括発注などによりまして、経費の圧縮を図るというふうに伺ってございます。

その次、最後でございますが、4ページ目には、それぞれ両施設の民間委託の業務体系案というものとそれぞれの施設の成り立ち、経緯を記載したものでございます。こちらにつきましては、後ほど御確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○土光委員長 当局の説明が終わりました。

委員の皆さんの質疑、御意見をお願いいたします。

奥岩委員。

○奥岩委員 すみません、何点かお願いします。まずは1ページ目、一番最初のところで、1の（2）指揮命令系統の複雑化っていうことで御説明いただいたんですけど、これが民間委託されると、現在複雑化されているところは指令系統が多分化してるのが一元化するっていうようなことですか。4ページ目のところを

見ると。案で先ほど御説明をいただいたんですけど。

○土光委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 4ページ目の2番に書いてございますが、(2)の米子浄化場のほうにつきましては、そのとおりでございます。

ただ、リサイクルプラザのほうの四角囲みで囲ってございます4業務でございますが、これは組合の指定業者に委託ということで、随意契約で行っているものでございます。それぞれ、最終処分場に運びます不燃物残渣等を、地元との協定によりまして、そこを運営している業者でないと運び込んではならないなどといった理由で、随意契約をしているものが4件ございますが、それ以外のものは一本化するつもりでございます。

○土光委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 了解しました。(1)のところでも御説明いただいたんですけど、人も減っていますし、なかなか難しいだろうなというところは予見されますので、こういった形でというのは理解させていただきます。

あと、削減効果のところですね。2ページ目と3ページ目のところで、2ページ目の3、ヒアリングのところで大きく書いていただいたところと、3ページ目の参考資料で簡単な積算根拠を出していただいたところで、最初ですね。2ページ目の3を見たときに、業者さんによっては増額されたり減額されたりっていうので、どっちかなっていうようなところがあったんですけど、先ほど3ページ目のところで御説明いただいたんですが、リサイクルプラザさんのところに関しては業者AさんとBさんで記載をしていただいているんですけど、減額するほうと増額するほうとありまして。先ほども御説明いただいたんですが、この差は、まあ金額にも書いてあるんですけど。特に人件費のところですけど、何でこんなに変わるのかなっていうのが率直な疑問だったんですけど、もう一度御説明をお願いしますでしょうか。

○土光委員長 本池施設管理課長。

○本池事務局施設管理課長 この業者A・Bの予算につきまして、これもヒアリングの段階で確認させていただいた内容でございますが、まずA社のほうは、基本的に減額が可能だということをヒアリングさせていただきましたが、業者のBにつきましては、やはり現段階で見積りということで、あくまでも最大限を見込んだという金額にされていらっしゃる。その際に、減額効果が可能かどうかというのを確認させていただきまして、減額については十分対応ができるのでということで、あくまでも現在は、この時点ではヒアリングだけの最大限見込んだ見積りだということで確認をしているところでございます。

○土光委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そういうことでしたら理解いたしました。最近というか、ここ数年、かなりインフレに振ってきていますので、ある程度この削減効果がどのぐらいあ

るかっていうのが、組合の行政のほうで単年度、6年度幾らだったから7年度も同じになるっていうのがなかなか通用しないような状況になっていまして、民間さんからも見積りをいただいても、単純にそれが減額なのか増額なのかっていうのが、ここも物価上昇を加味して計算していただいたとは書いてあって、御説明もいただいたんです。なかなか難しいところになりますので、ちょっとこの経費削減効果っていうところは、ある程度行政でやっても上がっていくよっていうような前提で見ていただいているとは思いますが。そういった形でちょっと見させていただきたいなと思いますので、あまりにも大きく減額できますよっていうふうに出てくると、逆に少し現実的ではないのかなっていうような気がしますので、一定、現状、現在組合でやってるような価格と同じような価格でできますよとか、多少、少しの増額で継続できますよというようなことも十分にあり得るかと思っております。期間はございますので、いろいろそのあたりのところも現実的のところ、もう一度ヒアリングの可能性があるので、この後はプロポーザルですかね、とかになってますので、いろいろと研究していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○土光委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 先ほど課長のほうがお答えしたように、この業者につきまして、実際には、参画をされる際には再度、費用精査するというのを伺っております。今現在お示ししている組合の数値につきましても、令和6年度の決算見込額を基に物価上昇を加味した推計値ということで少し前になりますので、その辺についても改めて精査していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○土光委員長 ほかにありませんか。

今城委員。

○今城委員 奥岩委員さんと同じようなことになるのかなとは最終的に思っているんですけども。米子市の下水道のほうでもウォーターPPPで動き始めているということを考えますと、全体的な考え方からして、このような民間委託に向かっていくよという意味での御報告というふうには受け止めさせてもらえるかなというふうに思っています。

実際の稼働といいますか、この委託の期間っていうのが令和9年度からということになっていきますので、まだ1年はありますねっていう意味で、先ほど御説明いただいたことだなというふうに思っていますが、その間に例えば令和8年の1月の議会のところで条例改正とかっていう形にもなっていて、このリサイクルプラザの条例改正っていうのがどういう、まあ指定管理のっていうことと書いてありますから、そういう形のかなとは思っているところですけども。例えばリサイクルプラザについての指定管理であったとしても、また浄化場のプロポーザルにしても、どういうものを要求し、どういうものを満たしてほしいのか

ということが全く分からなくて条例化されるっていうのはちょっとどうかしらっていう気はしますので、その時点なのか、それよりも前なのか、どの時点でということがちょっとはつきり私もスケジュール感的にどうなのか分かりませんが、少なくともこちらが要求する要求水準書っていうものについてのことを、いろいろ議会側からも、これについてはどうなんだろうっていうようなことが言えるということが何か必要なんじゃないかなっていうふうな気がしています。

それを全て満たさなければ駄目というつもりはありませんが、やっぱり5年間という長き間に委託をしていただく、仕事をしていただくっていうことについては、やっぱり大事な視点じゃないかなというふうに思いますので、そこはよろしく願いますということと、下水道のウォーターPPPのときにも米子市議会のほうでも話をしたのですけれども、いくら今後の職員としての人材確保、人手が少なくなってくるというところで、委託に回せる部分は委託に回して、そうでないところを市のほう、職員でしっかりやっていくっていうことは分かるんですけども、そのときに、結局、結果的に5年だった、これからだったら7年ぐらいになるんでしょうか。たったときに、技術力を持った人が誰もなくなったみたいな感じのことにはならないようにということとは、もう多分心得ていらっしゃることだと思いますが、今後進んでいく過程の中で、じゃあ具体的にはその辺あたりをどうするのかっていうところを教えてくださいなと思います。

2ページ、3のところ「雇用」っていうところが既存職員の再雇用に協力したいっていうふうに各社おっしゃってくださっているんですけど、この既存職員っていうのが、どういう人であり、どういうあれなのかっていうのもよく分かりませんし、今の段階では。その人たちに技術の継承をすることなら、その各事業者さんの雇用という形態が正しいのかとか、向いているのかどうかっていうことも今の段階では、この表だけではちょっと分からないなっていうふうにも思ったりもします。技術の継承っていうのは、もちろん当然その業者さんがしっかり技術を持って当たってくださるっていうこともですが、その後、米子市としての技術力っていうのはどうでもいいのかって。

ある意味でいうと下水道と違うところは、最終的に令和13年度以降はリサイクルプラザの稼働が、そこでごみ処理施設としての新たなものになっていくっていうことなので、ということかもしれないですし、浄化場についても、下水道に一本化されるっていう目星がついているからということで技術力はそんなに要らないのっていうつもりならば、それもそれでいいんです。分かりましたっていうしかないんですけど、本当にそういう形で今後進んでいっていいのかなっていうのも、今の段階でいうと、ちょっと疑問があるかなっていうふうに思いますので、そういうちょっと詳細な部分をまた教えてくださいなと思いますので、よろしく願います。

○土光委員長 深田事務局長。

○深田事務局長 現時点でお答えできる点についてお答えさせていただきます。まず令和8年1月組合議会臨時会でのリサイクルプラザ条例の改正でございますが、これは指定管理者、先ほど桜の苑でもございましたが、指定管理者に行わせることができる、あるいは指定管理者が行うことができる業務というのを定めようとするものでございます。その後、要求水準ですとか、選考基準につきましては、この予定表では4月、5月と書いておりますが、できればもうちょっと早く考えていきたいと考えております。

それで、あともう1点、表の中の既存職員の再雇用というところでございますが、これは基本的には、現在、会計年度職員さんが、リサイクルプラザにつきましては7名、浄化場につきましては5名勤務しておられます。それを中心に考えているところでございます。先ほど、今城委員さんがおっしゃいましたように、米子浄化場につきましては、米子市の施設と統合することが決定しておりますし、リサイクルプラザにつきましては、今後できます新しいごみ処理施設、これはまだこれから決定していくことではございますが、DBOなど、PPPを活用した施設運営に今後はなっていくのではないかと考えております。いずれにつきましても、現場の職員に指導指示ができる、そういった職員というのは必要でございますので、そういった体制を構築したいと考えております。

○土光委員長 ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

~~~~~

#### 4 閉 会

**○土光委員長** これをもちまして、民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後3時21分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任委員長                      土 光                      均